

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅の登録の抹消の申請		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (登録の抹消) 第十三条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。 一 <u>登録事業者から登録の抹消の申請があったとき。</u> 二 第五条第二項又は前条第三項の規定により登録が効力を失ったとき。 三 第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項の規定により登録が取り消されたとき。 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。		
審査基準 設定年月日	平成23年10月20日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。